

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、令和8年の診療報酬改定に基づく「**電子的診療情報連携体制整備加算**」について、以下の通り対応を行っております。

<電子的診療情報連携体制整備加算に関する取り組み>

1.オンライン請求の実施

当院ではオンライン請求を実施しており、マイナンバーカードをご利用いただくことで、患者さんご自身が診療情報や薬剤情報を参照できるようになります。

2.オンライン資格確認の体制整備

オンライン資格確認を行う体制を整備しており、限度額認定証のご提示が不要になるなど、患者さんの手続きの負担軽減が図られます。

3.診療情報の閲覧・活用体制の構築

電子資格確認を通じて取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えております。マイナンバーカードでの受診により、他院での診療情報を活用し、より質の高い医療の提供に努めています。

4.電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスについて

県内の電子カルテ情報共有ネットワーク(津梁ネットワーク)に参加し、県内の医療機関で円滑に情報を共有する仕組みに参加をしています。その他に電子処方箋の発行およびマイナンバーを利用した電子カルテ情報共有サービスの活用に向けて、現在導入の準備を進めております。

5.マイナンバーカードの健康保険証利用促進

マイナンバーカードの健康保険証利用について、院内掲示ポスターの設置とあわせて、受付窓口にてご案内しております。

マイナンバーカードを利用することで、他院での診療情報の取得や限度額認定証の手続きが不要になるなど、利便性の向上と質の高い医療の提供が可能となります。

6.診療報酬明細書について

個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を、患者さんに無料で発行しています。

7.健康管理に関する相談への対応

マイナポータブルの医療状況等に基づき、患者さんからの健康管理に関するご相談(健診結果に関するご相談等を含む)に応じる体制を整備しています。

掲載情報について

医療DX推進の体制に関する事項や、質の高い医療を提供するための十分な情報の取得・活用体制については、当院内の見やすい場所および当院ホームページに掲載しております。

加算算定について

上記の体制に基づき、初診時に限り月1回「**電子的診療情報連携体制整備加算**」を算定しております。

